

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで

昭和39年4月から60年6月までの期間において、A社及びC社（現在は、D社）に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するA社作成の申立人に係る被保険者台帳、年金事務所が送付した「同一企業等内転勤に伴う厚生年金の資格記録に関する調査票」に対するB社の回答書、申立人が提出した、昭和50年6月13日付けのA社からC社に宛てた「弊社E職及びF職貴社へ派遣の件」と題する派遣に関する通知書及び63年7月22日付けのA社が申立人に宛てた「被保険者年金記録照会の件について」と題する回答書、並びに同社から申立人と同一時期に派遣された同僚が所持する申立期間における同社の月例給与支給明細書から、申立人は、申立期間において同社及びC社に継続して勤務し（昭和50年7月1日にA社からC社へ派遣）、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社は、申立人が名前を挙げた前述の同僚に係る年金記録確認の申立てに対する年金記録確認第三者委員会への回答において、「貴委員会に申立てをしている者は、昭和50年7月1日からC社に派遣されているが、厚生年金保険については、引き続きA社にて被保険者としており、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日において、同社へ厚生年金保険を切り替えた。」旨を回答している上、B社は、申立人も当該同僚と同じ厚生年金保険の取扱いであった旨を回答している。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立人の昭和50年8月及び同年10月の標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月から同年9月までの期間及び58年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料、並びに57年3月から59年11月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から59年11月まで

昭和57年2月末に事業所を退職して間もなく、A市区町村役場に出向き、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料の納付方法は自治会による集金方式を選択した。申立期間当時は、父と同居しており、父が以前自治会の集金業務に従事していたこともあって、国民年金保険料の納付は父に任せていた。申立期間のうち、昭和57年3月から同年9月までの期間及び58年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

また、申立期間において、付加保険料も併せて納付していたので、申立期間について、付加保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する年金手帳に記載された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和59年12月頃A市区町村において払い出されたものと推認できる上、当該手帳記号番号以外の番号が申立人に対して払い出された形跡はうかがえないことから、申立人はこの頃国民年金被保険者の資格取得手続を行ったものと考えられ、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、父が自治会による集金により納付しており、他の方法で納付したことはない。」旨を主張しているところ、A市区町村は、「自治会による国民年金保険料の集金を行う際は、当市区町村から、3か月分の納付書を自治会の組合長に送付した上、自治会で毎月本人から保険料を集金していた。また、国民年金被保険者資格の得喪等の異動があった場合は、随時自治会へ連絡していた。」と回答している上、申立人と同一の地区に居住し、国民年金保険料の集金業務を

担当したことがあるとする者は、「国民年金保険料の集金対象者の把握方法は、本人からの連絡によるものではなく、自治会長及びA市区町村からの連絡により把握しており、A市区町村において国民年金の被保険者として管理されている者でないと、集金対象者にはならなかった。」旨を供述していることから、申立期間当時、行政側が国民年金の被保険者として管理していなかった申立人に係る国民年金保険料を、自治会が集金していたとは考え難い。

2 申立人は、申立期間において付加保険料を納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立人は昭和59年12月頃、国民年金被保険者の資格取得手続を行ったと考えられる上、A市区町村が管理していた申立人に係る国民年金被保険者名簿に、申立人が同年12月10日に付加保険料納付の申出を行った旨の記載が確認できるところ、制度上、付加保険料の納付は、申出をした日の属する月以後の各月について行うことができる（国民年金法（昭和60年改正前）第87条の2）ことから、当該申出前である申立期間においては、付加保険料を納付することはできない。

3 このほか、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は故人である上、申立人が申立期間当時所属していた自治会において申立てに係る資料の保管は無く、申立期間当時の自治会長、同会計担当者及び国民年金保険料の集金担当者は故人であり、申立人に係る申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付状況について聴取することができないほか、申立人及び申立人の父親が、申立期間のうち、昭和57年3月から同年9月までの期間及び58年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料、並びに申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該各期間の国民年金保険料及び付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和57年3月から同年9月までの期間及び58年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料、並びに57年3月から59年11月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から47年3月まで

私が20歳になった際、母がA市区町村において、国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、申立期間当時、その大半の期間をB市区町村において居住していたが、国民年金保険料は、毎月、A市区町村に居住する母へ仕送りと一緒に送金し、母がB市区町村へ保険料の納付を行ってくれたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳に記載された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和47年6月以降に、資格取得日を39年2月27日としてA市区町村において夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、申立人は、「国民年金手帳は、現在所持している一冊以外に所持していたことはない。」と供述している上、当該国民年金手帳には、手帳発行日が47年8月4日と記載されていることが確認できるほか、申立人の母親が加入手続を行ってくれたとする39年2月から申立期間の終期である47年3月までの期間において、当該払出簿に申立人の氏名は無く、このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「私が20歳になった際、母がA市区町村において、国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているところ、戸籍の附票から、申立人は申立期間において、C市区町村（昭和37年4月から39年9月まで）及びB市区町村（昭和39年9月から46年11月まで）に住居登録を行っていることが確認できる上、A市区町村は、「当市区町村以外の住所地に住居登録を行っている者について、当市区町村で国民年金の加入手続を行うことはできなかった。」と回答していることから、申立期間当時、申立人の母親が同

市区町村において申立人の国民年金の加入手続を行うことが可能であったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は故人であり、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について聴取することができない上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。